

メロン産地新市場開拓チャレンジ事業費補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 知事は、メロン産地新市場開拓チャレンジ事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この要項による補助金交付の対象となる事業及び経費並びに補助率等は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体」という）は、補助金交付申請書（様式第1号）に実施設計書（別記様式第1号）を添付して、茨城県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

ただし、機械を導入する場合には実施設計書（別記様式第1号）を添付する必要はない。

2 前項の申請書の提出部数及び提出期限は、知事が別に定める。

3 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明確な場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定のあった日から10日以内とする。

(事業内容の変更)

第6条 事業実施主体は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の事業内容の変更（別表の重要な変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとする。

るときは、補助事業変更承認申請書（様式第3号）を作成して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、事業実施主体から提出された事業内容の変更について十分審査を行うとともに、事業内容の変更が適正と認められるときは、変更を承認（様式第4号）するものとする。

（補助事業の中止等）

第7条 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由、又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業遂行状況の報告）

第8条 知事は、必要に応じて、事業実施主体に対し、事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

（概算払）

第9条 補助金は、事業完了後交付するものとする。ただし、知事が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、交付決定した金額の90パーセント以内の金額を概算払により交付することができる。

- 2 事業実施主体は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により概算払を受けた事業実施主体は、実績報告書提出の際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（工事完了報告）

第10条 事業実施主体は、当該事業の工事が完了したときは、すみやかに竣工検査を行い、工事完了報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めたときは、随時立ち入り調査を行うことができる。

（事業実績報告）

第11条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に出来高設計書（別記様式第1号）を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、機械を導入した場合については出来高設計書（別記様式第1号）を添付する

必要はない。

- 2 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告をするに当たって、第3条第3項の規定により該当した当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条に定める補助金の額の確定は、補助金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（証拠書類の保存）

第13条 事業実施主体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

（財産の管理及び財産の処分の制限）

- 第14条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 前項の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具については、「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。なお財産の処分等の取扱いについては、国補事業（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理知事通知）に準じた取扱いを行うものとする。
- 3 前項に定める期間において、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式の財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならない。

（立入検査）

第15条 知事等は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、

事業実施主体もしくは事業実施主体に対して報告をさせ、又は立入りによる帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に事情を聞くことができる。

附 則

この要項は、令和5年11月10日から施行する。

別表 補助対象経費等

作物	事業実施主体	補助対象経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
メロン類	農協、営農集団、農業法人等	<p>1 高品質ツル付き「イバラキング」の栽培に必要な施設や機械の整備を行う事業に要する経費</p> <p>2 輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に必要な施設整備を行う事業に要する経費</p>	補助事業費の2分の1以内	補助対象経費の30%を超える増減	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> <p>3 設置場所の変更</p>